

日時：平成29年8月10日（木）14：00～14：50

場所：大分市役所 本庁舎地下1階B15会議室

開会

審議会の成立

司会

それでは、本日の審議会でございますが、森竹委員、加藤委員、福岡委員、高田委員、大久保委員、甲野委員から都合によりご欠席とのご連絡を、事前にいただいております。

委員総数15名中9名の委員さんをご出席でございますので「大分市清掃事業審議会条例第6条第2項」の規定を満たしており、本日の審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

資料の確認

司会

ここで、本日の資料の確認をさせていただきます。

お席の方に

- ① 次第(次第、委員名簿、配席表)
- ② A3「家庭ごみ有料化制度 項目別検討事項(審議用)」
- ③ 大分市家庭ごみ有料化制度の検証・検討について 中間答申(案)

を配置させていただいております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、「大分市清掃事業審議会条例 第6条第1項」の規定に基づき、吉岡会長に議長をお願いしたいと存じます。吉岡会長、よろしく申し上げます。

議長

本日は中間答申をまとめますので、皆様ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

傍聴者

議長

本日、傍聴者はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようですので、傍聴者に対する注意事項というのは省略させていただきます。

議事録署名委員

議長

それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。
浦松徳治委員と、阿部千賀子委員にお願いしたいと思います。後日、事務局より署名をいただきに参りますので、よろしくお願ひいたします。

審議

議長

本日の議題は、前回に引き続き、諮問事項である「大分市家庭ごみ有料化制度の検証・検討について」の審議でございます。活発なご議論とご協力をよろしくお願ひいたします。

まず、前回の内容について確認いたします。

A3の家庭ごみ有料化制度項目別検討事項がございます。「1. 制度の成果」、「2. 対象となるごみ」、「3. 指定ごみ袋の種類と手数料額」までは確認しております。今回確認していただきたいのは、裏面の「4. 手数料収入とその使途」から始まって「6. 不法投棄・不適正排出・野外焼却の各対策」までとなっております。4から6までの間、あるいは1～3までの間について、これは話の内容が違うのではないか、自分の意見が入っていないのではないか、こんなことも話されていた記憶がある、などありましたら、質問してください。

「4. 手数料の収入とその使途」につきましてはいかがでしょうか。一番右側の検証・検討結果のところですが、だいたいが現行どおりとなっておりますけれども、一部だけ意見があったということで少し変わっているところがございます。

4番よろしいでしょうか。5番はいかがでしょうか。負担軽減措置、よろしいですか。6は特になかったということでよろしいですね。はい、それではこれで確認をしたということにさせていただきます。

では、本日は、事務局にこれまでの審議内容をまとめてもらい、中間答申（案）として、審議をいたします。事務局からご説明をお願いします。

事務局

（事務局説明）

「大分市家庭ごみ有料化制度の検証・検討について 中間答申（案）」

議長

負担軽減措置を欠席の委員さんからご意見があったということですが、そうおっしゃったのは何名ですか。

事務局

2名です。

議長

2名の方が今のままでいいのではないかという意見だったというわけですね。

ただいまの説明につきましてご質問等ございますか。あるいは文案を変えたほうがいい、内容が

違いますよというようなこと。

特にどなたも発議がないようなので、順に見てまいりたいと思います。

中間答申案の1ページをご覧ください。最初の1.の前の前置きはよろしいですか。これは特に問題はないかと思えます。

次に、「1.家庭ごみ有料化制度の継続の要否について」。

ちょっと気になるのは、3行目の「家庭ごみの処理には大きな経費がかかっており、市民に応分の負担をお願いすべきである。」というところ。これは有料化導入の時にはこういう話はなかったように思うのですが、むしろ公平性といいますか、そういうところは大きく出てきたような気がするのですが、どんなものでしょうか。

費用負担の公平というのはその下の制度の成果というところに出てきますけれども、たくさんお金がかかるからやるという話にはあまりなっていないように思うのです。

事務局

会長がおっしゃるとおり、有料化の目的といたしまして、ごみ処理費用にかかる費用負担の公平性ということで目的を掲げさせていただいております。ごみ処理費に多くの経費がかかっているという部分につきましては、当初の有料化導入の際の審議会の資料等で、処理経費についてどれくらいの負担がかかるかとか、そういった部分のご議論をいただく中で、ご審議いただいた経過がございますけれども、表現的には確かにこういった表現はあまり使ってなかったということではございます。

議長

目的からすると、一応目的に沿ったような形にしておいた方がいいので、公平性というような観点をこの部分に入れて、「家庭ごみの処理に多くの経費が掛かっており、市民に応分の負担をお願いすべきである」という部分を変えたほうがいいのではないかと思います。他の委員の方々はいかがでしょうか。

委員

個人的な見解ということでご理解いただけるとありがたいと思います。

前は文言の方がちょっと違うかもわかりませんが、この「応分」というのは聞いた時に耳触りがいいようですね、読んだ時にもですね、何某の応分ということは、大なり小なりということが、こう見えるのではないかな、一般の方にも見えると思うので。私はこの応分というのを使ってもいいのではないかなと思っております。

議長

他にございませんか。

じゃあ、こんな文案にしたらどうだろうかという提案はないですか。

議長

公平性というところで応分の負担ということが一緒になってますから、ただ「応分」がごみ処理

経費全体にかかってくるとそれは困るので、ごみ処理経費にはもう何十億とかかっているだろうということがあって、それで応分の負担と言ったら、何十億分をこれで払いましょうという話になってくると困ると思います。ごみ袋をたくさん使ってごみをたくさん捨てる人はたくさん払って下さいねという「応分」ならいいのですけれど。

委員

ちょっと記憶が薄れているのですけれど、有料化を議会で審議するときに、大きな経費がかかっているから市民に負担を、というような角度は少し薄かったような記憶があるのです。むしろごみの減量とリサイクルを推進するために、それが大きな目的で、そのために多少の負担を市民の方をお願いしてはどうかという、そういう角度だったような記憶があるのですね。

ですから、これだともまあその通りなのですけれど、少し経費がかかっているから市民の方をお願いしますというのがちょっと前に出過ぎているような気がするのですね。で、じゃあ代替案が何かあるというと、それはちょっと表現が難しいなという感じです。

委員

成果が表れていることとして引き続き経費をかけていくということではなくて、表れていることからそれを促進するために市民に応分の負担をお願いすることが適切であると、そういったような形にして進めた方が良いのではないかと思うのですが。

議長

まあ要するに「応分」を取るか「公平」を取るかの問題ですね、「公平」を取った場合には、例えば「成果が表れていること、家庭ごみの処理経費の公平性が保たれていることから」というのがありますよね。「応分」を取った場合には、「家庭ごみ処理経費の応分の負担」じゃないですね。

委員

先程言われたような感じでいいのではないかなと思います。だから、表れていることから、そうするためには、市民からの応分の負担…。

議長

応分の負担は、何に対する応分になるのか…。

委員

私共の言った応分の負担ですね。

議長

それ、公平性ですね。

委員

ああ、そうですね。

議長

だから、その制度で謳っているものは公平性であるとか減量であるというならば、それに沿った形のもので答申を作っておかないと後で困るのではないかなと思うのです。

先ほども申しあげましたけれど、例えば先ほどの案として、「成果が表れていること、家庭ごみの処理経費の公平性が保たれていることから、本審議会としては云々ということ」ではどうかと思うのですが、いかがなものでしょうか。よろしいですか。

事務局

案を読み上げます。「ごみの減量やリサイクルの推進に一定の成果が表れていること、家庭ごみの処理経費の公平性が保たれていることから、本審議会としては家庭ごみ有料化制度は継続することが妥当であると考えます。」

委員

あの、大きな経費がかかっているというのが前に出るとちょっとやっぱり。今会長がおっしゃった内容でいいのではないかと思います。

議長

よろしいですか。じゃあ、今のような言葉に直した形を考えます。
他にはございませんか。1番の所で。

委員

ありません。

議長

では次に「2. 各項目の検証・検討について」。

「(1) 制度の成果」、ありました。

「(2) 対象となるごみ」

燃やせるごみ、燃やせないごみ、現行どおり。資源物、現行どおり。

ボランティア、行政の判断に任せるということになります。要するに。よろしいですね。

委員

はい。

議長

「(3) 指定ごみ袋の種類と手数料額について」、現行どおりが妥当。

委員

はい、いいです。

議長

よろしいですね。「(4) 手数料収入による使途について」

委員

はい、いいです。

議長

「(5) 負担軽減措置」

さきほど、欠席の委員2名の方から今のままでもいいのではないかとのご意見があったということなんですが、どうしましょう。拡充してもいいし、現行のままだもいいし、という両論併記の形でも。

議長

一つの案では「おおむね現行どおりで妥当と考えますが、」の後を切って、「手続きや経費の面などを考慮しながら乳幼児の対象の拡充化の可能性～」、要は「一部～18.9%市民からの直接の声もあることから」というのは細かい理由なので理由はずして、可能であればもう少し広げて考えて下さい、というような形でげたをあずけるという形です。それで、どうでしょうか。文案はありますか。どういう文にするかっていうことですが。

委員

やはり、私も大分の子育てがいいということで生活しやすい環境だという部分で、また少子という部分から見た時、少しでも軽減策があったほうがいいんじゃないかと思って幅を広げた方がいいという意見です。文面の方は事務局にお任せしましょう。

議長

そういうことで、1行目「一部～」から2行削って、3行目「ら、」まで、ここまでは削る。つまり細かい理由は書かない。手続きや経費の面などに考慮しながら、乳幼児の対象の範囲を広げるようなことの可能性を検討してください、たぶんそんな文章になると思いますけど、これはまた事務局と相談しながら進めたいと思います。そんな形の文章でいいでしょうかね。それとももっといい案があれば、どなたか…

委員

講じると検討するっていう、二つの意見が出ていると思うんですけど、これはどちらを採用するのでしょうか。

議長

事務局、「講じる」と「検討する」とは、どう違うの？

委員

いや、大きく違うと思います。

事務局

講じるとなればなんらかの策をすることになります。検討はあくまで検討するということです。

議長

講じるってなったらやりなさいってことでしょ。「可能な改善を講じる」は、やりなさいってことになるのか。

事務局

可能な改善という部分が、どの程度までになるのか…

委員

ちょっとになるか大きくなるか。

議長

どっちにしたらいいですか。

委員

検討かなと思ったんですが。

議長

検討して出来るようだったらやるでしょう。検討の方が良いですか。講じるの方がいいですか。可能の方に重きをおくのか、講じるとするか。

委員

女性からすると講じるでしょう。

委員

これは、私が言ったことで、私も実態がよくわからない所があるのですが、昔は2歳ぐらいまででおむつをとっていたらしいのです。妻に聞いたら、今は、割とずっとつけてる赤ちゃんが多いという話なんですよ。それで、我々の子育ての時とは、ちょっと環境が変わってて、袋が足りないって言うてるんじゃないかというふうに聞いたんですけど、果たして本当に実態として足りないのか、そういう意見は聞くんですけど、実態としては足りないのかどうか、我々ではわからない。そういうところを検討していただいて、というかんじになるのではないかと思うんですけど。

議長

逆に言えば家庭によって違うわけですね。

委員

よくわからないですね。確かに昔よりは紙おむつしている期間が長くなっているのは間違いないような話。

委員

本人も恥ずかしながらつけている。恥ずかしいという意識がある人はかなり大きいですよ。

委員

そういう感じだったら袋は足りないだろうと思うんだけど。ちょっと子育ての方に聞いていただいて、どうなのかっていう話。ここで間違いなく進めなさいって決めない方が、やっぱりいいのではないかと。一回持ち帰っていただいて検討して実態がそうなのであれば、そういう感じの方がいいのではないのでしょうか。

事務局

今回は中間答申でございまして、この負担軽減措置につきましては、中間答申を受けて具体的に何が出来るか、次回の最終答申案の時にするかしないか、今回は中間答申なので方向性を示していただければ。

議長

検討でいいですかね。手続きよりむしろ実態の方がいいのかな。実態や経費の面などを考慮しながら、乳幼児の対象年齢の拡充の可能性を検討してくださいっていうような感じで。「負担軽減措置については、概ね現行どおりで妥当と考えますが、実態や経費の面などを考慮しながら乳幼児の対象年齢の拡充の可能性を検討することを要望します」

どうですか。他のアイデアないですか。

委員

いいと思います。

議長

では、それをベースにして事務局お願いします。

次に移ります。「(6) 不法投棄・不適正排出・野外焼却」

特にはないですね。

「(7)その他」

これにつきましては、事務局との打ち合わせの時に、審議会が現行どおりと言ったので、現行から外れてはいけないのだというそういう意味ではなく、見直しというのは常に行われるものなのだから、そこで必要だと思ったらそこで変えられるようにという余地を残しておかなければいけない、という意味でこの7番を入れて頂いたわけです。ただ、文言は事務局が作ったので、変更できます。いいですか。

では、個々の部分の質疑は終わりといたしまして、全体的に今からやります。最終的に。委員の方々、いいですか。全体に行っていいですか。

委員

ちょっと気が付いた事で、前回は途中からだだったので分からないところを。

今、中間答申の方は、皆さん委員さん方がOKということで進んできたと思います。見直しということで。

この中の2ページにある所ですが、このとおりだと思います。2段落目に「ボランティアごみの45リットルは袋が大きすぎる」とありますが、私も地区でボランティア袋を管理しています。配布している方、また自分でそのごみ袋を使う方ということで、ちょっとやっぱり大きい部分がある。「これにもうちょっと下の部分というのが、2つのかみ合わせが何かあったらありがたいな」という声。ボランティアをする方もそうですね、「大きいよりも小さいごみ袋の方が」、「もうちょっとこれより小さいのがあると助かる」、「余った部分がそれこそ無駄ですよ」という声が上がっています。ごみ袋を取りに来る時に、使う方から声が上がっており、このとおりだと思いますから、そのところもちょっと検討していただければ。この答申についてではなく、ボランティア袋の大きさを検討してくれということです。

事務局

ボランティア専用袋は現在2種類で20リットルもあります。

委員

20リットルもあるわけ。私の所は45リットルしかもらってない。分かりました。

委員

さっきの(7)その他のところですが、「実態に即した改善を図られること」がいいのか、「改善を図られること」がいいのか。「改善を」でよろしいのか。

議長

「実態に即した改善を図られることを要望します」がいいのか、「改善を図られる」がいいのか。私は個人的にですけれども、名詞を使うより、動詞を使うべきだと思っています。「改善を図る」より「改善する」といった方が早いです。個人の好みですが。

「改善を」がいいか「改善が」がいいか。

「必要がある場合には実態に即した」、それは「即して改善する」ですね。「即して改善することを」でどうですか。

他の委員さんのご意見はございませんか。今は「実態に即した改善を図られることを要望します」改正案は…

委員

その後「られる」ということで、「改善を図られることを」ではないですね。

議長

こちらが事務局にお願いしている感じです。

委員

「改善が図られる」というのが正しい。

会長が言われたように、動詞を使う場合もあろうかと思います。一度検討してみてください。

議長

「改善が図られる」の場合は「必要がある場合は実態に即した改善が図られることを要望します」、または「必要がある場合は実態に即して改善することを要望します。」

委員

これのほうがいいかもしれませんね、すっきりして。
会長案の方がいい。すっきりして。

委員

その方がはっきりしている。

委員

分かりやすいわね。

議長

いいですか。では「改善する」で、「改善することを要望します」

委員

「即して改善することを要望します」

議長

他にございますか。
最終答申案はまたもう1回やりますので。

事務局

(6) の最終の所なのですけれど、ここの文言を「られるよう」のほうがいいのか、「啓発活動の充実を図られるよう要望します」のままだと、言い回しが同じ種類なのに違ってくるので。

議長

統一して、どうしたらいいですか。

「啓発活動を充実するよう要望します」、「啓発活動を」ですね。

ただ動詞を使うのは多分役所はあまりしないと思うので名詞に変えてもいいですけどね。全体の文面が名詞でやってきてますから、ここだけ動詞に変えると変かなとも思うことは思うのです。

実務にあたる方、意見を言っていたいただいてもかまいませんよ。行政としてはどうなんだということ。

事務局

全体的にこれはどちらでも、行政的にはよろしいですけれども、全体的に見通す中で、また会長

さんと相談させていただきながら、全体を見るなかでどちらか統一したいと思います。

議長

名詞、動詞の議論は文章全体にかかわる事なので、まあ意味は変わらないのですけれども、後ほど事務局が相談したいと申し出ておられますので、その相談の上で細かい文案を私どもで進めてゆきたいと思っておりますけれども、それでよいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、「大分市家庭ごみ有料化制度の検証・検討について 中間答申案」につきましては、原案を一部修正するという事でよろしいでしょうか。

修正する箇所は、1 ページ、1. の中の内容、それから 3 ページ、(5) の内容、それから 3 ページ、(6) の文字の変更、(7) の文字の変更ということになります。ただし、文字の変更につきましては今後事務局と折衝をして、本当に名詞形がいいか動詞形がいいかということについては検討させていただきたいと思っております。その点につきましては会長一任ということをお願いしたいと思っております。

それでは、本件につきましては、原案に一部修正を加えるということで承認することに決定いたします。なお、中間答申の作成につきましては、私、当審議会会長に一任いただけますでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

以上をもちまして「大分市家庭ごみ有料化制度の検証・検討について 中間答申案」に係る審議を終了します。

事務局にお返しします。

司会

委員のみなさま、活発なご議論ありがとうございました。

今後の流れでございますが、ただいま審議いただきまして、中間答申につきましては会長と調整させていただきます。

本日の審議により来週 16 日（水）に、副会長に同席していただく中で、会長から市長に中間答申を提出していただく予定でございます。

中間答申を受け、その後、大分市として「家庭ごみ有料化制度（見直し素案）」を作成し、9 月中旬頃から 1 カ月間パブリックコメントを実施し市民の皆様のご意見を伺う予定にしております。

この「見直し素案」につきましては、第 1 回の審議会の資料でお示ししました、「資料 1 家庭ごみ有料化実施計画」実施前に作成したものを現行制度に手直ししまして、見直し部分がわかるよ

うな形で修正したいと思います。

市民の皆様からいただいたパブリックコメントの結果につきましては、パブリックコメント終了後、審議会におきましてご報告いたします。その結果を踏まえて最終答申（案）として、家庭ごみ有料化制度（見直し素案）に修正等のご意見をいたくなかでご審議いただきたいと思っています。

つきましては、次回予定しておりました8月30日の審議会は開催せず、10月25日（水）に第5回審議会として開催を予定しております。

詳細につきましては、事務局より、あらためてご案内申し上げますので、委員の皆様におかれましては、ご配慮賜りますようよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、平成29年度第4回大分市清掃事業審議会を終了いたします。

本日は、お疲れ様でした。